保育所。幼稚園等で購入した

日用品、文房具等の費用の一部を補助します

- ●対 象 保育所・幼稚園・認定子ども園・認可外保育施設・地域型保育事業を行う事業所(以下「保育園等」 といいます。)にお子さんが通っている市内在住者のうち、次の1又は2に該当する人
 - 1. 生活保護世帯
 - 2. 住民税非課税世帯のうち、母子・父子家庭又は障害者手帳等を所有している方(※)が世帯にいる (世帯とは、同住所に住んでいる、又は住所が別であっても生計を一にする家族になります。 8月分までは前年度、9月分からは当年度について、児童扶養手当における扶養義務者の課 税状況を確認します。)
 - ※「障害者手帳等を所有している方」とは、次のとおりです。
 - ・身体障害者手帳の交付を受けた人
 - ・療育手帳の交付を受けた人
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
 - 特別児童扶養手当の支給対象児
 - 障害基礎年金等の受給者



- ●補助金額 保育園等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、行事への参加費用等として実費で保育 園等に支払った金額
 - *月額2,700円が上限です。 *給食費は含まれません。
 - *教育・保育の中で利用するものが対象となります(対象外の例: 写真・DVD・習い事代等)。
- ●受付場所 保育課(本庄市役所2階)
- ●申請期間 令和7年3月24日(月)までに申請してください。
 - *上記以降の申請も可能ですが、令和2年4月以降に支払った分の申請は、5年間で時効となります。
 - *1年度分をまとめて申請することもできます。
- ●準備するもの (1)交付申請書及び請求書(保育課で配付又はホームページからダウンロードできます。)
 - (2) 月ごとの実費負担額が分かる書類(領収印が押された集金袋等)の写し
 - (3) 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
 - (4) 申請者の振込先が分かるもの(通帳の写し等)





(問合せ先)

本庄市役所保育課

〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3

℡. 0495-25-1128(直通)